牧之原市役所　▶榛原庁舎☎㉓0001▶相良庁舎☎㉜2600　ホームページ http://www.city.makinohara.shizuoka.jp
牧之原市総合健康福祉センターさざんか☎㉓0070　榛原文化センター☎㉓0002　相良総合センターい～ら☎㉜5544

相談

市民相談センターをご存じですか

問い合わせ　市民相談センター　内山　☎（23）0088

市では、4月1日に消費生活センターの機能を持つ市民相談センターを開設しました。

同センターでは、週5日午前9時から午後4時まで、消費に関する苦情や相談などを受け付ける消費生活相談や、日常生活の中での困りごとや悩みなどを受け付ける一般相談を行っています。

また、弁護士や司法書士といった専門家による法律相談や心配ごと相談、交通事故相談などについても受け付けています。予約が必要な場合もありますので、問い合わせください。

4月から7月までの相談

開設後、4カ月で310件のさまざまな相談が寄せられています。悩んでいる人は、あなただけではありません。秘密は守られますので、独りで悩まずに、勇気を出して相談してください。

内容別相談件数
（4月～7月）

一般相談	118件
消費生活相談	111件
法律相談	60件
心配ごと相談	16件
そのほか	5件
合計	310件

よくある消費生活相談

市民相談センターで受け付けた相談事例です。専門の相談員が解決に向けた助言をします。

▼携帯電話のサイトから、身に覚えのない料金を請求された。

▼訪問販売で、必要のない商品（布団、健康器具、浄水器、絵画、表札など）を無理やり買わされた。

▼生活苦となり、数カ所から借金をしてしまい返済が苦しい。多重債務である。

▼投資目的のマンション、会員権、原野に多額のお金をつぎ込んでしまった。

▼注文をしていない商品が届いた。開封してしまったが、どうしたらよいか。

クーリング・オフ制度

契約後に解約したいとき、一定の条件で解約できるクーリング・オフ制度があります。

クーリング・オフできる期間は訪問販売などで8日間、マルチ商法などで20日間です。

クーリング・オフできる期間を経過しても解約できる場合が多くありますので、あきらめずに相談ください。

納税

市税に関する通知書の送付先変更には届出が必要

問い合わせ　税務室　水野　☎（23）0035

市税に関する納税通知書などの通知は通常、納税義務者の住所（住民登録上の住所）へ送付しています。

納税義務者の転出や死亡、そのほかの理由により、納税義務者の住所以外へ通知を送付することがあります。

その場合届けが必要となります。

納税管理人（納税義務者に代わり納税する人）を指定する場合

市外に住む納税義務者は、「納税管理人申告書」を税務室へ提出することにより、市内に住所や事業所などを持つ個人や法人（個人の場合は独立の生計を営む人に限る）を納税管理人として指定することができます。

納税管理人が個人の場合、指定できる税目は市県民税と固定資産税です。（税目ごと指定可）

納税義務者が死亡し、相続手続きが完了していない場合

複数の相続人がいる場合、相続が完了するまでの期間に発生する納税義務者の市税などについては、円滑に管理などを行うために、相続人代表者に納税などの管理をお願いしています。

代表者は「相続人代表者指定届」を税務室へ提出してください。届け出がない場合は、市が相続人の中から代表者を指定します。

そのほかの理由で送付先を指定する場合

納税義務者が納税通知書などの送付先を住所以外に指定したい場合は、「送付先指定届」を税務室へ提出してください。

これまでは、電話などによる送付先の指定も受け付けていましたが、誤りを防ぐため、6月からは「送付先指定届」での受け付けのみとなりました。

税目ごとの送付先指定は可能ですが、同じ税目で物件ごとに指定することはできません。

また、6月から送付先指定期間も設定できるようになりました。期間満了後は再び住所（市外の人は指定前の送付先）へ送付します。

設定期間を「送付先指定の解除を申し出るまで」とした場合、解除や変更の届けがない限り指定の送付先へ送付されます。送付先を戻したいときや変更が生じた場合は届け出てください。

調査

国勢調査はみんなで描く日本の自画像
10月1日　国勢調査にご協力を

問い合わせ　経営企画室　横山　☎（23）0040

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も基本的な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに実施されます。

この調査結果は、社会福祉や雇用対策、生活環境の充実といった、わたしたちの暮らしのために役立てられます。

調査員が各世帯を訪問して調査票を配布していますので、調査票の記入と提出に協力ください。

提出について

国勢調査は、行政機関が実施する統計調査のうち、重要なものとして総務大臣が指定した統計調査です。

この調査の場合、日本に住むすべての人（世帯が対象）は調査票に記入し、報告することが義務付けられています。

提出方法

記入した調査票は、封筒に入れて封をした上で、調査員に渡すか、郵送で提出してください。郵送の場合は、10月7日までに投函してください。

なお、封筒に入れる前に、調査票の記入漏れがないか確認ください。

情報の保護

調査員などの国勢調査に従事する人は、個人情報を保護するため、厳格な守秘義務が統計法で定められています。調査票に記入した内容は厳重に守られます。

記入についての問い合わせ

国勢調査コールセンター

▼電話・携帯電話から

☎0570（01）2010

▼IP電話・PHSから

☎03（6738）6677

＊受付期間は10月31日まで。受付時間は午前8時から午後9時までです。

自治

シリーズ自治基本条例

第4回　自治基本条例を制定すると何が変わるのか

問い合わせ　協働推進室　瀧井　☎（23）0053

この自治基本条例は、「みんなが主役のまちづくり」を進めていくためのルールを定めているものです。

この条例が制定されることで何が変わるのでしょうか。

市民はまちづくりの主体

牧之原市をどんなまちにしたいと考えていますか。

自分たちのまちのことは、住んでいる人が一番よくわかるはずです。市民一人一人がまちづくりに参加し、「まちのことは、みんなで考え、話し合い、みんなの力で解決していく」ことが大切なのです。

この条例では「市民がまちづくりの主体である」ことを定めています。具体的には、まちづくりを進めていくための基本となる考え方、市民や議会、行政それぞれの役割、市民が参加する仕組みが示されています。

市民の声がまちをつくる

まちづくりの主体である市民が考える理想のまちを目指して、議会と行政も市民と一緒にまちづくりを進めていきます。

そのためには、すべての人が情報を共有することが重要です。

「市ではどのようなことが行われているのか」「何が問題になっているのか」といったことを市民に知ってもらわないことには、まちづくりについて話し合ってもらうこともできません。

条例ではこれまで以上に、市政の情報や財政状況をわかりやすくお知らせするなど、行政が説明する責任を果たすことを定めています。

また、「こんなまちにしたい」という市民の思いを議会や行政が知るためには、市民の生活全般に直接影響を及ぼすような重要な市の政策や、大規模な公共施設の設置の計画などといったものについて、多くの意見に耳を傾けなくてはいけません。

条例では、市民のこのような意見や提案を聞くための制度についても定めることにしています。

このように自治基本条例が制定されると、市民が市政に参加するための仕組みが整えられ、意見や提案を出しやすくなります。市民参加が広がり、より一層、市民の意見が市政に生かされることにつながるのです。